

高知くらしの護身術

367

訪問購入

事業者には規制も

(2015年9月1日掲載原稿)

事業者が消費者の自宅などを訪問して買い取りを行う「訪問購入」。貴金属などを強引に安く買い取る「押し買い」といったトラブルが増加したことを受け、2013年にクーリング・オフなどさまざまな法的規制が導入されました。

しかし国民生活センターによると、14年度も、規制を導入する前とほぼ同じ年間約2500件の相談が全国で寄せられています。規制について十分に周知されていないことが原因と考えられます。

訪問購入を行う事業者は、次の規制を守る必要があります。

①消費者に呼ばれていないのに、飛び込みで訪問してはいけません。消費者が査定などのために呼んだ場合でも、事業者名と勧誘であることを告げ、勧誘してもいかに確認する義務があります。

②勧誘や契約を消費者に断られた場合、それ以上勧誘してはいけません。

③事実と違うことを言ったり、大事なことを言わずに勧誘したりしてはいけません。威迫して困惑させてもいけません。

④取引に当たっては、契約書を交付しなければいけません。契約書は、特定商取引法により記載すべき事項が定められています。

⑤クーリング・オフができる期間は、契約書を受け取った日を含めて8日間です。

④クーリング・オフ期間中は、売主は物品を事業者に引き渡さなくてもいいことを契約書に記載し、売り主に伝えなければいけません。

訪問購入では、原則として全ての物品がこうした規制の対象となります。ただ本やCDなど、一部対象外の物もあります。訪問購入でお困りの方は、消費生活センターまでご相談ください。